

1、裁判官の交替と裁判の前進！迎えた第6回の本人尋問

平成 28 年 4 月 27 日に実施された避難者訴訟第 16 回期日は、原告本人尋問の第 6 回であるとともに、この 4 月から裁判官の人事異動に伴い、裁判官が交替したことを受けて行われる初めての法廷でした。

2、裁判官の交代と、今後の裁判のスケジュール提示

(1) 4 月の人事異動で、これまで裁判長であった杉浦裁判官と、主任であった左陪席の満田裁判官が異動し、右陪席裁判官であった島村裁判官が裁判長に昇格しました。

裁判所の体制は次のとおりとなりました。

裁判長一島村典男判事（50 期）

右陪席一葛西功洋判事（55 期） * 東京地裁からの新加入

左陪席一中村雅人判事補（65 期） * 東京地裁からの新加入

主任裁判官は、葛西裁判官であるということです。

(2) 3 月の原告団総会での協議を踏まえ、弁護団は裁判所に、来年 3 月までの結審、そのための集中証拠調べ、現地検証と専門家証人の採用ということ強く求めてきました。

午前の審理の後行われた進行協議で、裁判所からは今後の進行スケジュールについての素案の提示が行われました。

それによると、裁判所の考えているスケジュールでは、原告本人尋問の最終実施は平成 29 年 6 月。今年の 7 月と 9 月に、現地検証を行う。裁判体を 1 名と 2 名に分割して、8 月以降、2 カ月おきに同時並行で 10 名の原告本人尋問を実施する、という内容でした。

以上を踏まえ、7 月の現地検証の日程調整が行われ、7 月 22 日という仮の日程が入りました。

(3) 私は、この裁判所の対応は、劇的な変化だという感想を持っています。これまでの杉浦裁判長による訴訟指揮は、現地検証にも専門家証人の採用も明言しないあいまいな態度でした。

これに比べれば島村裁判長の体制になってからの上記提案は、現地検証の採用を明言したこと、専門家証人の採用についても拒否的な対応ではないこと、結審までのスケジュールリングを示したことなど、前向きな対応です。これは、

裁判官の交代によって裁判官の考え方が変化したこともあるとは思いますが、一番の原因は、原告のみなさんの取り組みにあると思います。裁判についての署名やハガキ運動、そしてこれまで15名の方が原告本人として自らの苦痛を法廷で語ったこと、多くの原告のみなさんに陳述書を作成して提出してきたこと、といった力が働いたことと思います。また生業訴訟で福島地裁本庁が現地検証を実施したことや、大津地裁での大飯原発運転差し止めの裁判などの影響もありましょう。

(4) 他方、裁判所の案は、原告団が平成29年3月には結審をと求めてきた内容は盛り込まれていないなど、いまだ納得できない点もあります。この点については、私達弁護団は早期の結審のために、現在の3人の裁判官による合議体から5人の合議体に拡大して、受命裁判官による集中証拠調べを実現することを提案してきましたが、裁判所はこれを採用していません。これらの点などについて、次回5月13日の進行協議で議論を行う予定です。

3、弁論更新と原告2名の本人尋問

さて、今回の裁判は、午前中に「弁論更新」、午後に2名の原告の本人尋問が行われました。

(1) 弁論更新とは、裁判官が交替したことに伴い、本件の裁判で争われている内容、これまでの審理の到達、今後の審理に関する希望について口頭で裁判所に向けて陳述するものです。

今回は、原告団から早川篤雄原告団長、金井直子事務局長が審理について意見を述べたほか、弁護団からは原告のみなさんの被害について、鳥飼康二弁護士、市野綾子弁護士、山田大輔弁護士が述べ、平松真二郎弁護士が東電の本件事故に関する責任について述べ、今後の進行のあり方について米倉勉弁護士が述べました。

(2) 午後は、これまでに引き続き、6回目となる原告の方の尋問です。

今回は裁判官が交替してからは初めてということで長めの尋問を実施しました。双葉町のHさん(担当、深井剛志弁護士。主尋問時間60分)、南相馬市小高地区のKさん(担当、市野綾子弁護士。主尋問時間75分)でした。

4、尋問で明らかになったこと

これまでと同様、2名の原告は素晴らしい証言をしました。

(1) 最初のHさんの尋問では、双葉町に移住して地域に溶け込むまで夫婦で相当な努力をしたこと、夢のマイホームを手に入れ、庭の手入れや釣りなどで自然を楽しむ生活をしてきたこと、お孫さんの面倒を見ながら日常的な交流を

楽しんでいたこと等が具体的に詳細に語られました。そして、過酷な避難生活とともに、こうした故郷を失ったことの無念が語られました。

印象的だった証言は、レントゲンや飛行機での旅行などでも放射線を浴びることがあるとの東電の主張に対する意見として、「私には、とりこまなくともいいものを取り込んだという思いがある。」というものでした。まさに、とりこむ必要がない放射性物質を、原発事故によって被害者のみなさんは強制的に浴びせられ、身体に取り込むような結果となっていること。そのことの理不尽を端的に示した言葉だと思いました。

(2) 2番目のKさんの証言も、ドラマティックな内容でした。瓦職人を57年つとめた頑健な義父が、避難生活で体調を壊し、その介護に苦勞したが、「小高でみなに送られて死にたい」との願い空しく亡くなられたことの無念、重い病気を抱えた夫の身体症状がやはり避難生活で重症化した状況、現在の介護の様子、そして自らの地域での交流状況などから、過酷な避難生活とふるさとを失ったことの無念を語られました。Kさんの証言で何といても心に残ったのは、「100%、小高に何の心配もなく帰りたい。孫たちと暮らしたい。それだけです。ほかになにもいらない。」という言葉です。万感胸に迫る証言でした。この思いは、避難を余儀なくされた原告のみなさん全員に、共通する思いではないでしょうか。

5、今後

今後も原告のみなさんが法廷で話をする機会がしばらく続きます。しかも8月以降は、これまでの1日3、4人のペースから、一挙に10人のペースで行われるスピードアップとなります。

次回は、2016年6月15日(水)、午前10時から。次回は4名の原告の尋問を予定しています。

以 上